

平成31年 第1回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成31年 第1回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成31年1月25日(金) 午後1時30分 閉 会 平成31年1月25日(金) 午後2時27分					
場 所	共和町役場 2階 大会議室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	欠席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	欠席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	6 番 森 下 昭 夫 委員			11 番 高 橋 正 志 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地あっせんについて					
第 3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について					
第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について					
第 5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 7	議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について					
第 8	議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 9	追加 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について					

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 31 年第 1 回共和町農業委員会総会を開催致します。

5 番 西本委員、10 番 浦口委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 18 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、6 番 森下委員、11 番 高橋委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地あっせんについて

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局

今回のあっせんは 3 件です。

(報告第 1 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 1 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についての報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について

○議長

次に、日程第 4 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の通知は2件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

補足ですが、1番の案件につきましては、今年から所有者が自ら耕作する予定と伺っております。2番の案件につきましては、この後の議案第5号で新規の貸借へ移行しております。通知の内容については、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6ヶ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

合意解約の成立について異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認いたしました。

◎日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の申請は7件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

補足ですが、2番の案件につきましては、A氏からB氏への経営移譲に伴う案件でございます。B氏についてはA氏の子の夫になりまして、昨年からはA氏と同居して農業に従事している状況です。今年から経営移譲を受けるべく手続きを進めており、今回の許可申請に至りました。以上、申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は1件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

申請地は、町道第二リヤムナイ中央線沿いの共和清掃社付近から町道第二リヤムナイ中線に入り、200m程進んだ先に位置しております。申請内容ですが、現在の住宅が老朽化しているため、経営主である借主が父から無償で土地を借り受けることで、隣接地に新たに農家住宅を建設するものです。当該地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、この後の議案第4号で共和町長から意見を求められておりますが、現在、農振除外手続き及び当該住宅を農振地域整備計画へ組み入れる手続きを行っているところであり、手続き完了後は第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として転用許可を行うことができませんが、農振計画の変更により、第1種農地の不許可の例外である、農振地域整備計画において定められている施設に当該住宅が該当となるため、本案件は許可要件を満たすこととなります。また、申請地は申請人の現住宅や農業用施設と隣接しており、経営地が集まり営農の拠点となる立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。現地確認は先週の18日に、森下委員、小野委員の2名で実施しております。なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の農地転用案件の一部については対象から除外されており、農家住宅への転用も意見聴取不要となっております。そのため、本案件については意見聴取を行いませんが、許可につきましては、農振地域整備計画変更後の3月下旬を予定しておりますので、お含みおきください。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について

○議長 次に、日程第7 議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の意見聴取は1件です。

(議案第4号、議案書を朗読)

申請地の位置及び申請理由の説明については、議案第3号の説明と重複するため省略致します。

(議案書並びに添付資料をもとに、内容を説明)

本案件は、共和農業振興地域整備計画を一部変更して農用地区域から除外し、当該住宅を整備計画に組み入れるため、農振法施行規則第3条の2第2項に基づき、農業委員会に意見が求められているものです。除外の要件としましては、1つ目が、農用地区域以外の土地利用の状況か

ら、当該地を農用区域から除外することが適当で、農用区域以外の土地で代えることが困難であること。2つ目が、農地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目が、担い手に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目が、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5つ目が、土地改良事業の工事が完了して8年を経過した土地であること。以上5つの要件すべてを満たす必要があり、また、農家住宅を整備計画に定める要件についてもほぼ同内容となっておりますが、今回の申請内容はいずれの要件も満たしており、転用により周囲に与える影響はないと考えます。農業委員会からの意見聴取後の流れですが、町において公告・縦覧を行い、道の同意を得まして、農振計画変更手続きの完了は3月下旬を予定しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

共和町長から意見を求められた、共和農業振興地域整備計画の一部変更については、適格と認定し、この旨回答することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、適格と認定し、この旨共和町長に回答することに決定致します。

◎日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回は、売買が3件、貸借が37件になります。

(議案第5号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第9 追加議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

○議長 次に、日程第9 追加議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

てを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。

今回は、貸借が3件です。

(追加議案第6号、議案書を朗読)

計画の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。

これにて、平成31年第1回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 2 7 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成31年 1 月 2 5 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 6 番 森 下 昭 夫 印

議事録署名委員 1 1 番 高 橋 正 志 印